

3 申告相談会場 ※混雑解消のため、区割りでの申告相談にご協力をお願いします。

注意事項

- せき・発熱などの症状がある人や、体調のすぐれない人は来場を遠慮ください。
- 滞在時間短縮のため、収支内訳書や医療費明細書など、必要書類の作成は事前に済ませてお越してください。
- 入場整理券を発券し、順番に案内します。午前の部は8時30分～11時30分、午後の部は12時45分～16時に発券します。待ち人数が多い場合は予定時刻より早く整理券の発券を終了する場合があります。
- 待合スペースには少人数分の椅子しか設置していません。整理券を発券するときに携帯電話番号を職員へお知らせいただくと、順番が近くなった時に連絡します。

持ってくるもの

- ① 税務署や市役所から送付された申告のお知らせハガキなど
- ② マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類(運転免許証など)、扶養親族のマイナンバーがわかる書類
- ③ 営業・農業・不動産所得がある人は収支内訳書と収入・経費がわかる帳簿など
- ④ 給与・公的年金の所得がある人は源泉徴収票
- ⑤ その他の所得がある人は収入・経費がわかる資料
- ⑥ 各種控除のために必要な証明書など
(例)▷ 社会保険料控除＝国民年金保険料控除証明書、納付額証明書、領収書
▷ 生命保険料控除・地震保険料控除＝各保険料の控除証明書 ▷ 障害者控除＝障害者手帳、療育手帳など
▷ 医療費控除＝医療費の明細書、保険者発行の医療費通知 ▷ 寄附金控除＝寄附金の領収書
- ⑦ 還付申告の人は、金融機関の口座番号がわかる書類

受け付け 9時～11時30分(整理券発券開始:8時30分)、13時～16時(整理券発券開始:12時45分)

| 場 所 | みやま市役所 (4階大会議室) | 高田支所 (大会議室) | 山川支所 (2階大会議室) |
|-----------|--------------------|----------------|------------------|
| 2月 16日(金) | 大江小校区 | 濃施北 | 小萩・三峰・大谷 |
| 19日(月) | 清水小校区 | 江浦東 | 南待 |
| 20日(火) | 瀬高小校区 | 下楠田 | 中原村・佐野 |
| 21日(水) | 南小校区 | 原・原団地 | 伍位軒・山川団地 |
| 22日(木) | 瀬高小校区 | 黒崎開南 | 原町上・原町下 |
| 26日(月) | 水上小校区 | 海津・飯尾 | 日当川・赤山 |
| 27日(火) | 大江小校区 | 江浦西 | 西潟・屋敷 |
| 28日(水) | 瀬高小校区 | 渡瀬 | 谷軒・西野町・野町下町 |
| 29日(木) | 清水小校区 | 岩津 | 野町本町・野町中町 |
| 3月 1日(金) | 瀬高小校区 | 永治・昭和開 | 舞鶴 |
| 4日(月) | 南小校区 | 黒崎開北 | 野町上町・野町赤坂 |
| 5日(火) | 水上小校区 | 江浦町 | 亀谷 |
| 6日(水) | 瀬高小校区 | 濃施南 | 中尾上・中尾下 |
| 7日(木) | 大江小校区 | 今福 | 河原内・蒲地山 |
| 8日(金) | 瀬高小校区 | 南新開・濃施新町 | 飯江 |
| 11日(月) | 清水小校区 | 東竹飯・西竹飯 | 九折 |
| 12日(火) | 南小校区 | 徳島第一・徳島第二 | 田浦 |
| 13日(水) | 瀬高小校区 | 上楠田 | 東清水・西清水 |
| 14日(木) | 水上小校区 | 田尻 | 真弓 |
| 15日(金) | 瀬高小校区 | 北新開 | 北関上・北関下 |

次の人は税務署で申告してください

- ① 令和4年分以前の所得税確定申告をする人
- ② 青色申告をする人
- ③ 土地・建物・株式などを譲渡した所得がある人(収用に関するものみの場合は除く)
- ④ 住宅ローン控除を初めて申告する人
- ⑤ 消費税の申告をする人

税理士無料申告相談コーナー

- 日時
① 2月16日(金)、19日(月)、20日(火)、26日(月)
② 3月4日(月)、11日(月)～13日(水)
※ 各9時～11時、13時～16時
- 場所
みやま市役所4階大会議室
※ 内容によっては相談できない場合があります。希望者多数の場合など、長時間お待ちいただくことがあります。

所得税・市県民税の申告相談を受け付けます

2月16日(金)
▼
3月15日(金)

税務課 市民税係 (Tel64-1511)

令和5年分所得の申告相談を受け付けます。市税務課、各支所市民サービス係の窓口では申告相談できません。

1 市県民税の申告が必要でない人

- 令和6年1月1日現在、みやま市に住所がない人(1月1日の住所地の市区町村に相談ください)
- 所得税の確定申告を税務署へ提出した人
- 前年は給与所得のみで、年末調整済みの源泉徴収票がある人
- 前年は公的年金のみで、源泉徴収票に記載されている内容以外の控除がない人

次の人は所得税の申告は不必要とされる場合がありますが、市県民税の申告は必要です

- 給与所得者で、給与以外の所得(農業・不動産・太陽光発電による所得など)がある人
- 公的年金所得者で、公的年金以外の所得(シルバー人材センターなど)がある人

大牟田税務署から確定申告のお知らせ

- 開設日時 2月16日(金)～3月15日(金)、午前9時～午後4時
- 場所 イオンモール大牟田2階イオンホール(大牟田市岬町)

※9時～10時の間は1階センターコート北入口から入場ください。他の入口からは入れません。

※3月18日(月)～4月2日(火)は大牟田税務署に縮小会場を設置します。

※入場には整理券が必要です。整理券は当日会場で配布または国税庁公式LINEで事前発行しています。



国税庁
ホームページ

2 申告書の作成方法

パソコン・スマホで作成

所得税:大牟田税務署(Tel52-3245)、市県民税:市税務課(Tel64-1511)

■ 所得税の確定申告書

国税庁ホームページから作成できます。マイナンバーカードをスマートフォンなどで読み取るか、事前に税務署でID・パスワードの発行を受けると、インターネットで提出も可能です。詳しくは大牟田税務署へお尋ねください。

■ 市県民税の申告書

申告書作成のためのエクセルシートを市ホームページに公開しています。印刷した申告書を添付書類とあわせて、郵送または市税務課または各支所市民サービス係へ持参してください。

市県民税申告書用紙で作成

市県民税の申告書は、前年の申告状況により、封書またはハガキで2月初旬に発送します。ただし、申告書が届かない人でも、前年と所得の状況が変わった人などは、申告が必要となる場合があります。

※所得税および市県民税の申告書、収支内訳書、医療費の明細書などの用紙は、市税務課および各支所市民サービス係の窓口準備しています。国税庁や市のホームページからもダウンロードできます。

